

閱覽用

令和4年 第1回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年1月6日  
神崎市農業委員会

令和4年1月 第1回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年1月6日(木) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 中原和之委員 7番 樋口光輝委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

- 議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について 2件
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 2件
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 32件
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 5件

## 5 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

### 【農政水産課】

農業水産振興係 糸山

## 6 会議の概要

(開会)

### 事務局長

皆様、あけましておめでとうございます。

本日は新年のご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本年も引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防対策にご理解いただき、円滑な議事の進行などについて、ご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

### 会長

皆様、あらためておめでとうございます。

年明け早々、神崎市の方でも新しいオミクロン株による発症があったということで、これが非常に広がり早いということで、こういう会合の中でも、マスクを外して一緒に話せるような、そういう時が早く来てくれればなあという風に思っております。

それでは、只今から令和4年 第1回神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

**事務局長**

ありがとうございました。

本日は13名の全員出席です。 本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

**事務局長**

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

**議 長**

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、6番 中原委員と 7番 樋口委員を指名します。 よろしく申し上げます。

**議 長**

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

**議 長**

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第7号までの、7議案の19件です。

報告は、第1号の7件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

**議 長**

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書を基に説明】**

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番の外の田 25筆37, 653㎡及び一体利用の水路・里道を含めた合計39, 582.41㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年8月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設に該当すると判断いたします。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおります。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の10番福田委員のご意見をお願いします。

**10番 福田委員 【地区担当委員の意見】**

明けましておめでとうございます。

10番の福田です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(ありませんの声あり)

**議 長**

よろしいですか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。  
申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、申請番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 申請番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

**議 長**

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。  
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第2号、申請番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町横武 字〇〇 〇〇番の田一筆の  
264㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、申請地は特定土地改良区の受益地内である  
ことから第1種農地と判断し、許可基準については、農業用施設に該当すると判断します。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員の2番

末吉副会長のご意見をお願いします。

**2番 末吉副会長 【地区担当委員の意見】**

2番の末吉です。2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(ありませんの声あり)

**議 長**

よろしいですか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。  
(議案第2号、申請番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第2号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 申請番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

**議 長**

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第2号、申請番号2番を議案書を基に説明】**

申請番号2番、申請地の所在は神埼町尾崎 字〇〇 〇〇番の外1筆及び一体利用の宅地2筆の 計830.80㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

本件は、現地は既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などについて記載した顛末書が提出してあります。

また、位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。申請番号2番について、地区担当委員の4番 野田委員のご意見をお願いします。

**4番 野田委員 【地区担当委員の意見】**

4番の野田です。2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましては、一部を既に〇〇として利用されておりますが、顛末書を提出され、本人も反省されております。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手 議長指名)

**12番 真島委員**

これは事務局にお願いしたいんですが、こういったケースは自宅の〇〇



であって、ここに必要なのが分かりますから、位置図にはただ宅地って表示するんじゃないかと、申請者の宅地とかをお願いしたいですね。

ああ、だからこの方の目的のためにこの転用が必要なんだねって、皆さんもすぐにわかると思いますね。

**議 長**

事務局はいいですかね。

**事務局**

わかりました。

**議 長**

では、他にありませんか。

(ありませんの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、申請番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第2号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

**議 長**

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番は、農地を借受け人の農業者へ譲り渡す、所有権の移転です。位置図を10ページに添付しております。

申請番号2番は、夫婦間での農地の所有権の移転です。こちらの位置図は、11ページに添付しております。

どちらの申請要件も、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

**議 長**

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】**

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

申請番号1番から3番につきましては、先月、佐賀県農業公社への買い

受けをご承認いただいた農用地を、あっせん調整を経て、地域の認定農業者および農事組合法人の中心構成員へと売り渡すものであります。

申請地の土地の所在や地番、地目、面積、10a当りの価格、譲り渡し人は一時買い受け先の佐賀県農業公社、各申請農地の譲り受け人、利用目的および売買価格や移転、引渡し予定時期などは記載のとおりです。

位置図は、それぞれ13ページと14ページに添付しております。  
説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑はよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

**議 長**

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】**

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規5件、再設定2件、計7件。内訳は、田12筆 31, 625㎡、畑1筆 718㎡、計13筆 32, 343㎡。

千代田町、再設定1件。内訳は、田5筆 7, 788㎡。

神埼市、合計8件。内訳は、田17筆 39, 413㎡、畑1筆 718㎡、計18筆 40, 131㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

**議 長**

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】**

議案書2ページから4ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、4ページにございます、田10筆 25, 126㎡、畑1筆 718㎡、計11筆 25, 844㎡で、地域の担い手や農業法人との利用権設定となっております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田2筆 6, 499㎡で、地域の農業法人との利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

他によろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

## 議 長

次に、議案書6ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田5筆 7, 788㎡で、地域の農事組合法人との利用権再設定となっております。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番樋口委員挙手 議長指名)

## 7番 樋口委員

あの、これは私たちの農事組合法人が引き受ける案件ですので、皆様には同意をお願いしたいんですが、私も採決に加わってよろしいんですかね。

## 事務局

はい、このことについては議事参与の制限などの関係だと思われたと思いますが、以前委員の皆様で新方コロナ感染症対策における議事進行の適正化や迅速化を目的に、議案に関係する委員様はその都度一時退出するのではなく、申請者席などにて審議に参加されて、議案の詳細の説明などしていただくように取り決めていただきましたので、この審議にもご参加ください。

## 7番 樋口委員

だったら了解なんですけど、採決に参加するのは控えておいた方がいいのかなあとと思いますね。皆さんに採決をお願いいたします。

## 議 長

委員さんの言われることはわかります。コロナ対策で、総会審議も速やかに進行することがいいだろうと、しかし審議はきちんと行わなくてはなりませんから、議案の内容を詳しく説明、まあ補足ですね、そうしていただけることがよいただろうと皆さんで決めていただきましたので。

他の委員様も、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**7番 樋口委員**

ありがとうございます。理解しました。だったら参加いたします。

**議長**

ありがとうございます。これからも皆様のご理解をお願いします。  
では、他にご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

**議長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案  
のとおり決定します。

(議案第6号 非農地通知関係)

**議長**

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】**

議案第6号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地  
の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委  
員の現地確認を行い、あらためて非農地であると判断し「非農地通知」を  
発出するものであります。

議案書1ページの土地の名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面  
積については記載のとおりで、田2筆 519㎡、

畑3筆 2, 096㎡の計2, 615㎡であります。

現地は、既に雑木が繁り、原野化していることを確認しました。

位置図を2ページから5ページに添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手 議長指名)

12番 真島委員

ちょっとお尋ねしますが、5ページの現地確認写真についてですが、対象地は杉が植わっているところじゃなくて、その奥の原野化しているようなところですかね。

事務局

はい、委員のおっしゃるとおりです。

12番 真島委員

それならいいです。OKです。

ただ何で聞いたかというところ、私は以前も言いましたが、植林しているなら無断転用じゃないかということです。

それを非農地証明くださいって言うなら、私がいつも言っているように、それはおかしいんじゃないかということです。

議 長

よろしいですか。他にございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第7号の農政水産課説明者が入室、着席を確認)

(議案第7号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査)



## 議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

農振除外申請、軽微な変更に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

### 農政水産課 【議案第7号、議案書を基に説明】

農政水産課の 糸山と申します。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により 神崎市 農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。

1 ページの 農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町1件 の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

千代田町 直鳥地区の〇〇として、田1筆の一部で、面積180㎡となっております。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(11番田淵委員挙手 議長指名)

### 11番 田淵委員

この〇〇を建てられる圃場内までの進入路とか通路なんかは申請しなくていいんですかね。

### 農政水産課

申請者はこの圃場内にハウスを設置されて施設園芸に営農されているわけなんですけど、この圃場内の通路等については営農上必要な敷地として、農振除外等の申請は必要ないとされております。

### 11番 田淵委員

なら、通路は申請に関係ないと。

### 農政水産課

位置図の中に、水路やため池プールなんかがありますけれども、こういった営農上どうしても必要な施設については手続きは不要で、そのまま農地として使用が可能となっております。

ただ、〇〇だったり必ずしも農業を行っていく上でここに、この場所に必要になると言い切れないものなどについては、除外の手続きが必要という形になっております。

### 1 1 番 田淵委員

はい、わかりました。

### 議 長

よろしいですね。他に質疑はありませんか。

(1 2 番真島委員挙手 議長指名)

### 1 2 番 真島委員

すいませんが、この農振の変更理由の「出荷調整のため」とは、これは理由になるの？ 目的は〇〇を作るためでしょう。

営農機械を納めるなどだったらわからなくはないけど、出荷調整のためって、これで農振除外しますって理由になるのでしょうか。

### 農政水産課

これは申請書の書きぶりもあり、わかりづらいこともあると思いますが、今、水菜をここで栽培されていて、箱詰めだったりそういったことをするために、今ハウス内で使用しているスペースから、この〇〇を造って拡張したいということでした。

### 1 2 番 真島委員

だったら、そう書いてもらったらいだけのことさ。こう書くからこれが理由？ 何だろう？ってことになってね。

### 農政水産課

そうですね。私が申請者とお話ししていて納得したので、このままで大丈夫ですよって受付してしまいました。

### 1 2 番 真島委員

もう...いいですね。わかりました。(笑いあり)

(他の委員にも笑いあり 了解の意あり)

### 議 長

皆様よろしいですね。他にございませんか。

(なしの声あり)

## 議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

## 議 長

これより採決します。 農振除外申請、軽微な変更に伴う事前審査について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

農政水産課の担当者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第7号の農政水産課説明者の退室を確認)

(議案第8号 空き家等に付随する農地の農地区域指定関係)

## 議 長

次に、別冊の議案第8号をご覧ください。

空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第8号、議案書を基に説明】

議案第8号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について説明いたします。

神埼市の空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に付随する農地について、神埼市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準に基づく農地区域の指定の申請がありました。

議案書の1ページをご覧ください。 申請地は、脊振町鹿路字桂木の田、畑、合計2筆の301㎡で、空き家バンク制度に登録された空き家に隣接しております。

2ページには、現地確認時の写真を添付しております。

空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準に基づき、空き家と共にこの農地を取得しようとする者が、農地として向こう5年以上耕作などで活用されることが見込まれる場合は、農地の取得要件の特例である別段の面積1㎡が適用される農地区域に指定することを、総会において審議、決定するものであります。 説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありま

せんか。

(質疑・応答)

(9番森田委員挙手 議長指名)

### 9番 森田委員

これは、現地確認しましたが、空き家登録の家に隣接した農地でしたので、周囲の営農に影響が無いように、この農地を適切に活用していただきたいなと思ったところでした。

(12番真島委員挙手 議長指名)

### 12番 真島委員

これこそ農地を次世代につなぐ方法で、まあ、面積もあまり広くないのでかえって買受ける人もおらんかったかもしれませんし、定住対策としてもよかったと思います。私は賛成です。

(2番末吉副会長挙手 議長指名)

### 2番 末吉副会長

これはいいことだと思いますので、市外から転入されて家庭菜園などやりたい方だったら、このような制度を活かしてもらいたいですね。

中山間地だけでなく、平坦地でも空き家はありますし、その周囲にある小さな畑などは誰も貰おうとせんですもんね。

(他の委員からも了承の意あり)

### 議長

皆さんも納得されているようですし、私も空き家に付随する農地の制度については、もっと何件も利用してもらいたいなど、たぶん多くの要望がある地だと思いますもんね。

他に質疑はよろしいですか。

(ありませんの声あり)

### 議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

### 議長

これより採決します。空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、この後は、耕作の開始や農地の所有権移転などが予定されております。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長

ありがとうございます。無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和4年 第1回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時15分 閉会